

議員提出第3号議案

国営土地改良事業の継続に関する意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成20年6月26日

安城市議会議員	桐	生	則	江
〃	近	藤	正	俊
〃	神	谷	清	隆
〃	土	屋	修	美
〃	深	津	忠	男
〃	松	浦	満	康
〃	坂	部	隆	志
〃	竹	本	和	彦
〃	石	川		忍

—提出理由—

この案を提出したのは、農業用水を安定的に確保していくために、国営土地改良事業制度を今後とも確保し、国営土地改良事業に必要な国の機関の存続を、国に要望するため。

国営土地改良事業の継続に関する意見書

矢作川流域に展開する西三河地域は愛知県下有数の先進的農業地域として、安全で安心な食料を安定的に供給するだけでなく、環境保全等の多面的機能の発揮などを通じて、住民の生活や地域社会の健全な発展に大きく寄与しており、今後とも、その大切な役割を適切かつ持続的に発揮していくことが強く求められている。

安城市は西三河地域において、高品質で安全・安心な農産物の生産のため、国の政策と呼応しながら農業生産基盤や農村生活環境の整備などに努め、農業農村の振興を図ってきた。

本市における基幹的な農業水利施設などの農業生産基盤は、これまで国営土地改良事業を中心として整備が行われてきた。これらの施設の多くは順次更新等の時期を迎えており、将来にわたり農業の持続的発展を図るためには適切な管理や計画的な更新整備等を進める必要がある。

現在、本市を含む地域では「国営新矢作川用水農業水利事業」により基幹水利施設の更新が行われており、さらに「矢作川総合第二期地区」の国営土地改良事業地区調査が開始されているが、国営事業により造成された農業水利施設は国有財産であり、必要な農業用水を安定的に確保していくためにも、その管理・更新については引き続き国の責務として、地方と連携しながら行われるべきものである。

また、このような広域的で大規模な事業については、必要な時期、箇所に投資を集中することにより、短期間での効率的な事業実施が可能となる。

従って、必要な予算と人員を全国レベルで調整しながら事業段階に応じて機動的に配置できる現在の国営土地改良事業制度は合理的かつ効率的であると考えられる。

現在、政府の地方分権改革推進委員会等において国と地方の役割分担の見直しが進められ、地方農政局は大半の業務を地方に移管し廃止すべきとの議論が行われているが、地方にとって地域に密着した行政機関である地方農政局の役割は重要であり、その廃止により、地域の農業振興の基礎となる基幹水利施設の整備や管理に支障が生じることを強く懸念するものである。

よって、国営土地改良事業制度を今後とも確保し、国営土地改良事業に必要な国の機関を存続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月26日

安城市議会

議員提出第4号議案

議員の派遣について

本市議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。

平成20年6月26日

安城市議会議員	深	津	忠	男
〃	桐	生	則	江
〃	坂	部	隆	志
〃	竹	本	和	彦
〃	石	川		忍

記

1 海外先進地行政調査及び姉妹都市表敬訪問

(1) 派遣先

アメリカ合衆国カリフォルニア州ハンチントンビーチ他

(2) 派遣期間

平成20年7月1日から7月7日まで

(3) 派遣議員

近藤正俊 議員

都築國明 議員

松浦満康 議員

(4) 派遣目的

本市の将来を展望した海外の都市における地方自治の実態や行政施策の実情の調査研究、並びに姉妹都市交流及び相互理解、国際親善の促進をより一層図るため。

2 海外先進地行政調査

(1) 派遣先

ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルク州フライブルグ他

(2) 派遣期間

平成20年7月13日から7月19日まで

(3) 派遣議員

細井敏彦 議員

山本 允 議員

土屋修美 議員

永田敦史 議員

神谷清隆 議員

木村正範 議員

(4) 派遣目的

本市の将来を展望した海外の都市における地方自治の実態や行政施策の実情の調査研究を行うため。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方自治法第100条第12項及び安城市議会会議規則第157条の規定に基づき、必要があるため。